

鳥取市子どもの居場所づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市子どもの居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、「鳥取県「子どもの居場所づくり」推進モデル事業実施要領」（平成28年10月5日付第201600086802号鳥取県福祉保健部福祉保健課長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、「子どもの居場所づくり」について、新たに取り組みを行う民間団体等の立ち上げをモデル的に支援し、市内での団体の育成、取組の推進を図ることにより、児童福祉の向上に寄与することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は、市内で実施する県実施要領第4項に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を公正、中立かつ効果的に実施することができる民間団体等とし、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 団体の本拠としての事務所を県内に有し、市内でも活動する団体
- (2) 代表者が明らかであること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する別表補助対象経費の欄に掲げる経費の額の合計額（食糧費は、同表に定める上限額と比較して少ない方の額とする。）から補助対象事業に係る食事やレクリエーション等の実費相当額としての徴収金その他の収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとし、同表補助金上限額の欄に掲げる額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、原則として事業を実施する20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の交付申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の2割を超える減額
- (2) 本補助金の増額
- (3) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる変更
(補助金の概算払い)

第8条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定により市長が認める場合とし、概算払によって交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内（規則第9条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から20日以内）又は当該年度の3月末日のいずれかの早い日までに実績報告をしなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、第2号及び第3号とする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の市長の定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が、別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4項の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効果の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が定める。

附 則

この規則は、平成29年5月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月25日から施行する。

別表（第5条関係）

事業項目	補助対象経費	補助金上限額
事業立ち上げ支援	備品購入費、修繕費、需用費、 使用料賃借料	1事業所につき 2,000千円
運営費	賃金、報償費、旅費、食糧費、 需用費、役務費、使用料賃借料、 委託料 ※食糧費は、1食350円を上 限とする。	1事業所につき 2,000千円

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市子どもの居場所づくり事業計画（報告）書

居場所の名称 （事業所名）	
事業実施（予定）場所	
事業実施（予定）期間	

事業内容

対象者 （対象者、定員の有無）	
開催頻度 （頻度、回数等）	
実施内容	

<p>利用料の有無</p>	<p>有 ・ 無 (有の場合は、その内容)</p>
<p>食事提供の有無</p>	<p>有 ・ 無 (有の場合は、提供数 (延数))</p>
<p>事業周知の方法</p>	
<p>行政や学校等 との連携</p>	
<p>他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)</p> <p>※他の補助金の活用について、いずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、その補助金名、事業内容、該当補助金に係る問い合わせ先を記載してください。</p>	

(注) 実施する事業所ごとに作成してください。

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市子どもの居場所づくり事業収支予算（決算）書

〈収入の部〉

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘要
市補助金				
自己資金				
その他				
計				

〈支出の部〉

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	摘要
計				

（注）実施する施設ごとに作成してください。

様式第3号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市子どもの居場所づくり支出予定（支出）書

（単位：円）

科 目	支出予定(支出)額	積 算 内 訳 <u>(単価、人数等分かるように具体的に記載してください。)</u>
合計		

（注）実施する施設ごとに作成してください。